

兵労基発 0913 第 1 号  
令和元年 9 月 13 日

一般社団法人兵庫県電業協会長 殿

兵庫労働局労働基準部長

墜落制止用器具に係る質疑応答集の改訂について

平素より労働安全衛生行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、墜落制止用器具については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 184 号）が平成 30 年 6 月 8 日に、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 75 号）及び安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 249 号）が平成 30 年 6 月 19 日に、墜落制止用器具の規格（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）が平成 31 年 1 月 25 日に公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日に施行されました。さらに、改正法令の具体的な運用について、平成 30 年 6 月 22 日付け基発 0622 第 2 号により、ガイドラインが策定されたところです。

これら法令の内容等について、質疑が多数寄せられていることから、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より平成 30 年 11 月 20 日付け基安安発 1120 第 1 号をもって質疑応答集が作成されましたが、今般別添のとおり改訂されましたので、ご参考までに送付いたします。

なお、別添と同様の内容の質疑応答集を、厚生労働省のウェブページにも掲載されていますので、申し添えます。